

別紙

諮問第1772号

答 申

1 審査会の結論

開示請求に係る不作為に対する本件審査請求は、棄却が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都立八王子東高等学校若しくは東京都立桜修館中等教育学校における日本生徒会大賞2018への応募又は東京都立科学技術高等学校若しくは東京都立国立高等学校における日本生徒会大賞2020への応募に係る一般社団法人生徒会活動支援協会との連絡に係る公文書（これに係る起案又は供覧に係る公文書の全体を含む。）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が、東京都立科学技術高等学校に係る公文書について、令和5年8月31日付けで一部開示決定を行ったところ、その余の部分について、実施機関の不作為があったとして、一定の処分をするよう求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求の対象である4校全てにおける対象公文書の有無について確認をした上で、対象公文書を保有する東京都立科学技術高等学校について、条例7条2号及び6号該当を理由とする一部開示決定を行ったものであり、他の3校について決定を行わなかったことは、不作為に該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年8月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月9日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年4月22日（第256回第一部会）及び同年5月20日（第257回第一部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 日本生徒会大賞について

一般社団法人生徒会活動支援協会では、日本全国における生徒会活動の先進事例の収集とその共有等を目的に、優れた生徒会活動を行っている個人・学校・団体を表彰する「日本生徒会大賞」を開催している。

イ 開示請求に係る不作為の主張について

審査請求人は審査請求書において、実施機関は本件開示請求のうち東京都立科学技術高等学校に対応する部分について「2 科技第281号「生徒会大賞への応募」に係る一部開示決定を行ったものの、本件開示請求のその余の部分について、これに対応する開示決定等を行っておらず、仮に公文書が不存在であったとしても、不存在を理由とする不開示決定を行うべきであり、本件開示請求に対する実施機関の不作為があった旨主張する。

これに対し、実施機関は、請求内容に記載があった4校全てに対象公文書の有無を確認し、東京都立科学技術高等学校のみが対象公文書を保有しており、他の3校は対象公文書を保有していないことが判明したところ、請求内容には、4校について「若しくは」、「又は」、「若しくは」と記載されていたため、対象公文書を保有している東京都立科学技術高等学校について一部開示決定を行った旨説明する。

審査会が見分したところ、開示請求書では、記載された4校が「若しくは」、「又は」で接続されており、これらは、並列された項目のうちどちらかを選択するとの意味を有する接続詞であるから、実施機関が、4校のうち対象公文書を保有する学校について決定を行えば足りるとの判断をしたことは首肯できるものである。

これに加え、本件審査請求により、審査請求人が他の3校についても決定を求めていることが判明したため、実施機関は、他の3校について令和6年2月26日付けで不存在を理由とする不開示決定を行ったことが認められる。

したがって、実施機関は本件開示請求に係る対応を怠っておらず、審査請求人の主

張する不作為があったとは認められないため、本件審査請求は理由を欠くものとして、
棄却が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環